

長野県スポーツ少年団規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会定款第44条第2項の規定により、長野県スポーツ少年団（以下「本団」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 本団は、市町村スポーツ少年団をもって構成し、これを代表する組織体とする。

(目的)

第3条 本団は、公益法人長野県スポーツ協会（以下「法人」という。）の目的に従い、スポーツ少年団の普及、育成及び活動の活発化を図り、青少年のスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成及び支援
- (2) スポーツ少年団の指導者及びリーダーの養成及び活動の支援
- (3) スポーツ少年団の全県的行事の実施
- (4) スポーツ少年団の活動（体力テストを含む。）の普及指導
- (5) スポーツ少年団の顕彰
- (6) 関係団体との連携
- (7) スポーツ少年団に関する調査研究及び広報活動
- (8) その他前条の目的の達成に必要な事業

(登録)

第5条 スポーツ少年団への加入は、本団並びに市町村スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団への登録をもって行う。

2 前項の登録は、毎年度更新するものとする。

(役員)

第6条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 委員 市町村スポーツ少年団ごとに1名

(委員)

第7条 委員は、各市町村スポーツ少年団が、その本部長又は副本部長の中から選出する。

(本部長及び副本部長)

第8条 本部長及び副本部長は、理事長が委嘱する。

- 2 本部長は、本団を代表し、業務を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(常任委員)

第9条 常任委員は、委員総会において選出し、本部長が委嘱する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法により欠員を補充する。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了した後も、後任者が就任するまで、その職務を行う。

(顧問)

第11条 本団に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、委員総会の同意を得て本部長が委嘱する。
- 3 顧問は、本部長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(委員総会)

第12条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員（以下「構成員」という。）をもって構成し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算その他本部長の付議した事項を審議する。

- 2 委員総会は、毎年1回以上開催し、本部長が招集し、議長となる。
- 3 前項の規定にかかわらず、本部長が欠席したときは、委員総会の議長は、本部長があらかじめ指名した副本部長がこれに当たる。
- 4 委員総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときは、この限りでない。
- 5 構成員が委員総会に出席できないときは、議決権の行使を他の構成員又はその所属する市町村スポーツ少年団の役員に委任することができる。この場合において、委任した構成員は、出席したものとみなす。
- 6 委員総会の決議は出席した構成員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 本部長が、委員総会の決議を要する事項のうち緊急を要する事項について提案をした場合において、構成員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の委員総会の決議があったものとみなす。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、本団の業務を執行する。

- 2 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し、議長となる。

3 常任委員会の会議については、前条第3項から第7項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員総会」とあるのは「常任委員会」と、前条第4項から第7項までの規定中「構成員」とあるのは「本部長、副本部長及び常任委員」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第14条 本団に、委員総会の決議により、専門部会を設けることができる。

2 専門部会について必要な事項は、常任委員会の決議により別に定める。

(市町村スポーツ少年団本部長会議)

第15条 スポーツ少年団の発展に寄与するため、市町村スポーツ少年団本部長会議を開催する。

2 前項の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(長野県スポーツ少年団地区連絡協議会)

第16条 本団に、市町村スポーツ少年団相互の連絡調整を図るため、地区連絡協議会を設置する。

2 地区連絡協議会について必要な事項は、常任委員会の決議により別に定める。

(事務処理)

第17条 本団の事務は、法人の事務局において処理する。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、委員総会の意見を聞いて、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。ただし、専門部会に関するものは、平成4年4月1日から施行する。

2 長野県スポーツ少年団規程(昭和53年6月26日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月5日から施行する。